

全国町村長大会

決議・要望

平成 13 年 11 月 28 日

全国町村会

目 次

決 議..... 2

特別決議..... 3

要 望 書..... 5

決 議

特 別 決 議

決 議

- 1 地方税財源の充実強化と町村財政基盤の確立を期する
- 1 安全で魅力ある地域づくりの推進を期する
- 1 地域を支える人づくりの推進と健やかに子供を
生み育てる環境づくりの推進を期する
- 1 農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を
期する
- 1 高齢社会に即応した保健福祉施策の推進を
期する
- 1 生活環境施設整備の推進を期する
- 1 北方領土の早期返還と竹島の領土権確立を
期する

以上決議する。

平成13年11月28日

全国町村長大会

特 別 決 議

- 1 町村が自主的、自立的な施策を展開できる
地方分権の推進を期する
 - 1 分権時代に相応しい地方税・地方交付税等の
地方一般財源の確保を期する
 - 1 道路特定財源の確保を期する
 - 1 医療保険制度の一本化の実現を期する
 - 1 新たな農林水産基本三法に即した諸施策の
着実な推進を期する
 - 1 IT革命に対応した情報化施策の推進を期する
- 以上決議する。

平成13年11月28日

全国町村長大会

要 望 書

目 次

1 . 地方分権の推進	(11)
(内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・ 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
2 . 町村財政基盤の強化	(12)
(総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・ 国土交通省・防衛庁・環境省・内閣府)	
3 . 国・地方間の財政秩序の確立	(16)
(総務省・財務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・ 国土交通省・環境省・内閣府)	
4 . ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護	(17)
(財務省・金融庁・総務省)	
5 . 情報通信技術 (I T) の進展に対応した情報化施策の推進	(18)
(総務省・経済産業省・財務省・国土交通省)	
6 . 国土政策の推進	(19)
(国土交通省・財務省・農林水産省・総務省)	
7 . 環境保全対策の推進	(21)
(環境省・経済産業省・財務省・文部科学省・総務省)	
8 . 地域活性化対策の推進	(24)
(総務省・財務省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省)	
9 . 少子化対策の推進	(26)
(厚生労働省・内閣府・文部科学省・財務省・総務省・国土交通省)	
10 . 社会福祉対策の推進	(27)
(厚生労働省・財務省・総務省・文部科学省・国土交通省)	

11．義務教育施設等の整備促進	(29)
(文部科学省・財務省・総務省)	
12．青少年の健全育成対策の強化	(30)
(内閣府・文部科学省・財務省)	
13．生涯学習等の振興	(31)
(文部科学省・財務省・総務省)	
14．老人保健福祉対策の推進	(32)
(厚生労働省・内閣府・財務省・総務省)	
15．介護保険制度の円滑な実施	(34)
(厚生労働省・財務省・総務省)	
16．地域保健医療対策の推進	(38)
(厚生労働省・財務省・総務省)	
17．医療保険制度の抜本的な改革の実現	(40)
(厚生労働省・財務省・総務省)	
18．農業・農村対策の推進	(42)
(農林水産省・財務省・外務省・経済産業省・国土交通省・総務省・ 文部科学省・厚生労働省)	
19．森林・林業対策の推進	(49)
(農林水産省・財務省・経済産業省・外務省・総務省・国土交通省・ 厚生労働省・環境省)	
20．水産業対策の充実	(53)
(農林水産省・外務省・経済産業省・財務省・総務省・国土交通省)	
21．地域商工業振興対策の推進	(59)
(農林水産省・財務省・経済産業省・総務省)	
22．生活環境の整備促進	(60)
(厚生労働省・財務省・総務省・国土交通省・農林水産省)	

23 . 道路の整備促進	(62)
(国土交通省・財務省・総務省)	
24 . 河川等の整備促進	(64)
(国土交通省・財務省・総務省・環境省)	
25 . 土地対策の確立	(65)
(国土交通省・財務省・農林水産省・総務省)	
26 . 災害対策の推進	(67)
(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・総務省)	
27 . 町村消防の充実強化	(70)
(消防庁・財務省)	
28 . 住民訴訟制度の改善	(71)
(総務省・法務省)	
29 . 戸籍制度等の抜本的な見直し	(72)
(法務省・財務省・総務省)	
30 . 非常勤職員等の雇用の新たな対応	(73)
(総務省)	
31 . 公職選挙制度の改善	(74)
(総務省・財務省)	
32 . 地域交通対策の推進	(75)
(国土交通省・財務省・総務省)	
33 . エネルギー対策の推進	(77)
(経済産業省・文部科学省・財務省)	
34 . 過疎・へき地対策の推進	(79)
(内閣府・国土交通省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・ 経済産業省・総務省)	
35 . 山村等地域振興対策の整備	(80)
(農林水産省・国土交通省・財務省・総務省・厚生労働省・文部科学省・環境省)	

36 . 豪雪地帯の振興	(82)
(国土交通省・財務省・文部科学省・総務省・厚生労働省)	
37 . 半島地域の振興	(84)
(国土交通省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・総務省)	
38 . 離島地域の振興	(86)
(国土交通省・財務省・厚生労働省・農林水産省・総務省)	
39 . 観光地所在町村の振興	(88)
(国土交通省・厚生労働省・経済産業省・財務省・環境省)	
40 . 水源地域対策の強化	(90)
(国土交通省・農林水産省・林野庁・総務省・経済産業省・財務省・環境省)	
41 . 産炭地域対策の推進	(92)
(経済産業省・総務省・厚生労働省・財務省)	
42 . 非鉄金属鉱山地域対策の推進	(93)
(経済産業省・財務省・厚生労働省・総務省)	
43 . 地域改善対策の推進	(94)
(総務省・国土交通省・法務省他)	
44 . 北方領土の早期返還	(96)
(内閣府・外務省)	
45 . 竹島の領土権の確立	(97)
(外務省・農林水産省・経済産業省)	

1 . 地方分権の推進

（ 内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・
環境省 ）

新世紀を迎え地方分権型社会の本格的な構築が始まった今日、新しい時代を真の「地方の時代」とし、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

- 1 . 地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。
- 2 . 今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。
- 3 . 市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

2 . 町村財政基盤の強化

(総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・防衛庁・環境省・内閣府)

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

- 1 . 地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの的確な措置を講じること。
- 2 . 地方交付税制度の充実強化
 - (1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。
 - (2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。
 - (3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を經由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。
 - (4) 町村の公債費負担が増嵩していることにかんがみ、元利償還金に対す

る地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。

3．低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

4．町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウェイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかれるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割の税率を引き上げること。

(4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、納税者の選択次第で非課税になるなど、極めて不公平であり、課税の適正化を図る観点から、申告分離課税への一本化について、既定方針どおりに実施すること。

(5) 地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとっても極めて重要であるので、その導入をはかること。

(6) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹

税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。

(7) 遅れている町村道等の整備を促進するため、町村にとって重要な道路特定財源を確保するとともに、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。

(8) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有していることから、その10分の7が関係市町村に交付されている。また、身障者、高齢者等に対しては、現在でも既に様々な軽減措置が講じられているところである。

財源に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税は、地域振興をはかる上でも重要な役割を果たしているため、本税の充実・確保をはかること。

(9) 特別土地保有税は、土地の有効利用の促進をはかるとともに、土地の投機的取得を抑制することを目的とした税であり、町村の土地政策にも適合した税制となっているため、本税の堅持をはかること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(12) 入湯税の税率を引き上げること。

(13) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

5．地方債の充実改善

(1) 新しい財政投融资制度の下においても、地方債資金の調達に支障の生じないように、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、公営企業金融公庫について、その資金調達に対する政府保証を付するなど、町村に対し、長期かつ低利な資金を安定的に供給すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰上げ償還など適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

6．第3セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

7．過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じるよう、特に配慮すること。

3 . 国・地方間の財政秩序の確立

（ 総務省・財務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・
内閣府 ）

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化等および国庫補助負担金の整理合理化を積極的に推進する必要がある。

よって国は、次の措置を実現されたい。

- 1 . 事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。
- 2 . 国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。
その際、廃止・縮減を行っても町村において引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合は、所要財源を明確にしたうえで必要な地方一般財源を確保すること。
- 3 . 国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消および補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。
- 4 . 具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金制度を推進すること。

4 . ペイオフ凍結解除後における 地方公共団体の公金預金の保護

(財務省・金融庁・総務省)

ペイオフ凍結解除により、歳計現金を除く預託金、基金等は平成14年4月から、また、歳計現金についても平成15年4月から1,000万円およびその利息を超える部分について預金保険の保護措置がない状態となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることとなり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結が解除される平成14年4月以降について、引き続き公金預金の保護のための必要な措置を講じること。

5 . 情報通信技術（ I T ）の進展 に対応した情報化施策の推進

（総務省・経済産業省・財務省・国土交通省）

現在、世界規模で生じているIT革命の恩恵をすべての国民が等しく享受できるための施策が、国をあげて進められている。住民に直結し、総合行政を担う町村が、情報化施策推進に果たす役割は極めて大きい。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1 . 「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」について、適用事務の内容やメリット等を早期に明らかにするとともに、基盤整備やその維持に係る経費について積極的な支援措置を講じること。
- 2 . 情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設及びCATV等の高度情報通信基盤の重点的な整備や民放テレビ放送難視聴の解消等情報通信格差の是正を推進すること。
- 3 . 情報通信技術を有効に活用するため、ITサポート事業等、専門家の養成や、自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成や情報システムの開発支援（共同開発を含む）など情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。
- 4 . 地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の社会基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。
- 5 . 採算性等の問題から民間事業者による光ファイバ網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財源措置を講じること。

6 . 国土政策の推進

(国土交通省・財務省・農林水産省・総務省)

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の72%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、21世紀に向って全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 . 「21世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、これまでに取りまとめられた「戦略推進指針」及び「21世紀の国土計画のあり方」を実施していくとともに、これらを踏まえて調査審議が進められる「国土計画の新たな課題」及び「新たな国土計画制度」の検討にあたっては、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向を十分に反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2 . 災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立って人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3．地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

4．農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的な交流・連携を促進すること。

5．人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

6．高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

7．整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

8．情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

9．港湾整備事業は、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第9次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

10．第6次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

11．過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

7 . 環境保全対策の推進

(環境省・経済産業省・財務省・文部科学省・総務省)

循環型社会への取組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

1 . 廃棄物処理対策の改善強化

(1) 第 8 次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかること。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかること。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講じること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

2 . 健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化するとともに特に、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力的に指導を行うこと。

- (2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法) の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。
- (4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法) について、その施行により発生が懸念される不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。

なお、製造業者等は、指定引取場所を増設されたい。

- (5) 自動車及び家庭用パソコンのリサイクルシステムの検討にあたっては、リサイクル料金の販売時負担を確立すること。

特に、不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

3 . ダイオキシン類の対策強化

- (1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響

等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の平成14年対応に向けた改造等については、緊急対応として十分な財政措置を講じること。

- (3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

8 . 地域活性化対策の推進

(総務省・財務省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省・厚生労働省)

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1 . 町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。
特に、地域が創意に基づき「地域経済新生」「人づくり」等に主体的かつ総合的な取組みを行うことができるよう、地域活力創出プラン関連事業を推進すること。
- 2 . 過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。
- 3 . 地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。
- 4 . 農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。
- 5 . 地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

- 6．地域産業創造対策および新地域経済基盤強化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。
また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。
- 7．国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。
- 8．総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。
- 9．人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるので、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

9 . 少子化対策の推進

(厚生労働省・内閣府・文部科学省・
財務省・総務省・国土交通省)

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり、子ども自身が健やかに育っていける社会等の強力な推進が求められている。

よって、国は子どもを生み育てるための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

10．社会福祉対策の推進

(厚生労働省・財務省・総務省・文部科学省・国土交通省)

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等にともない、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実

ア．新エンゼルプランの着実な推進をはかること。

イ．保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ．保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の共用化を推進すること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

2．障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者プランの着実な推進をはかること。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかかる措置費基準の改善をはかること。

(4) 町村に移管される精神保健福祉業務については、職員の専門性および精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(5) 障害者スポーツの振興をはかること。

3 . 社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生（児童）委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

11．義務教育施設等の整備促進

(文部科学省・財務省・総務省)

わが国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。
- 2．学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。
また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。
- 3．学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。
- 4．小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。
- 5．心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂をはかること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数標準を緩和すること。

12．青少年の健全育成対策の強化

(内閣府・文部科学省・財務省)

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。
- 2．学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。
- 3．特に最近の青少年による凶悪事件の頻発にかんがみ、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

13．生涯学習等の振興

(文部科学省・財務省・総務省)

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 2．生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 3．史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

14．老人保健福祉対策の推進

(厚生労働省・内閣府・財務省・総務省)

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．老人保健対策の推進

- (1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。
- (2) 老人医療費拠出金の算定にかかる老人加入率の上限を撤廃すること。
また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。
- (3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。
- (4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

2．老人福祉対策の推進

- (1) ゴールドプラン21の着実な推進をはかること。
- (2) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。
- (3) 在宅福祉施策および老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。
- (4) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会

活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

3．痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

4．高齢者ができる限り自立可能となるよう介護予防・生活支援事業の推進をはかること。

15．介護保険制度の円滑な実施

(厚生労働省・財務省・総務省)

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、町村においては介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、本来在宅介護中心であるべき制度が施設介護中心に傾斜するなど、今なお解決すべき課題が山積している。同制度を円滑かつ安定的に運営するためには、町村の意見を十分尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．保険者について

- (1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう支援すること。
- (2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2．保険料について

- (1) 低所得者に対する保険料については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。
また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。
- (2) 保険料6段階制の周知をはかること。

(3) 事務の効率化のため、第 1 号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課にともなう、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

3. 財政調整について

(1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国および都道府県の負担とすること。

4. 要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示および連絡調整を行う本部ならびに生活圈域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修および訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬および調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 一次判定に用いるコンピューターソフトの精度向上をはかるとともに、痴呆症状の実態に即したソフト開発を行うこと。

(5) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については認定期間の有効期限を延長する等手続きの簡素化をはかること。

(6) 主治医の意見書についてはコンピューターによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

5. 介護報酬について

(1) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

(2) 住宅改修等の申請を介護支援専門員が代行する場合の介護報酬を定めること。

(3) 訪問介護の給付については身体介護、家事援助および両者の複合型の 3 類型設定されているが、給付上区分けが困難を極めている現状に鑑み、一本化するなど介護報酬について見直しをはかること。

6 . 利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

7 . 家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の 2 分の 1 要件は削除すること。

8 . サービス提供事業者等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

9 . 介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群は) 全て医療保険の適用とすることを含め、その位置づけを基本的に見直すこと。

また、見直しにあたっては町村の意見を十分尊重すること。

(3) 施設サービス対象者については要介護 1 から 5 までが対象とされているが、真に施設サービスが必要な者が入所可能となるよう、要介護 4 ・ 5 のみを対象とし、要介護 1 から 3 については家族構成等考慮の上、特に必要と認められる場合のみ入所可能とすること。

(4) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

10 . 事務費について

市町村における介護保険の事務の執行については、十分な財政措置を講じること。

11 . その他

(1) 養護老人ホームおよびグループホーム等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

16．地域保健医療対策の推進

(厚生労働省・財務省・総務省)

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．地域保健の充実

- (1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことにもなうワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種にかかる公費負担については十分な財政措置を講じること。

- (3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。
- (4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

2．地域医療体制の充実

- (1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策および施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。
- (3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

3．へき地保健医療対策の充実

- (1) 「第9次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかるとのこと。

- (2) へき地診療所等の運営、医師および看護婦等の養成、確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。
- 4 . 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

17 . 医療保険制度の抜本的な改革の実現

(厚生労働省・財務省・総務省)

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増嵩等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げおよび一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

しかしながら、先に公表された厚生労働省による「医療制度改革試案」においては、負担と給付の公平化のため、我々市町村保険者が従来から主張している医療保険制度の一本化、段階的措置として財政の一本化が取り上げられておらず高齢者医療については、小手先だけの老人保健制度の見直しに終始し、中長期ビジョンが全く示されていないことは誠に遺憾である。

よって国は、医療保険制度の一本化に向けての方策および合理的な医療費に関する方策について次の事項を実現されたい。

1 . 医療保険制度の一本化に向けての方策

(1) 当面の措置

国は、予め一本化達成の目標年次等を定めるとともに、当面の措置として国保財政改善のため、目標に沿った必要かつ十分な国庫負担による財政支援措置を講じること。

(2) 中期的目標

段階的措置として、現行保険者種別を維持しながら、類似の保険者において保険料率の統一等を行い、地域医療制度として財政の一本化をはかること。この場合、国が主体的に財政調整を行うこと。

(3) 長期的 (最終的) 目標

既存の各制度や保険者組織を統合し、全ての国民が加入する統一的な医療保険制度として一本化すること。

2 . 合理的な医療費に関する方策

- (1) キャップ制等の強制的な医療費抑制方式は導入しないこと。
- (2) 患者負担増と保険料増額の同時施行は避けること。
- (3) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。
- (4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。
- (5) 薬価および心臓ペースメーカー、人工関節、ダイアライザー等の医療用具・保険医療材料価格の強力な適正化をはかること。
- (6) レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプトおよびカルテの電子化を推進するため、国が財政支援を行うこと。
- (7) 難病等の特殊な疾病については、国の負担とすること。
- (8) 低所得者対策については、制度外で実施するなど十分に配慮すること。
- (9) 生活習慣病対策の推進をはかるとともに、国は市町村保健事業を支援すること。

18．農業・農村対策の推進

（ 農林水産省・財務省・外務省・経済産業省・
国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省 ）

わが国の農業・農村は過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加また、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。このような状況において、食料・農業・農村基本法およびそれを具体化する食料・農業・農村基本計画を着実に実施し、安定した足腰の強い農業および農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

1．食料自給率目標の達成

国民に安全性の高い食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、主要先進国の中で最も低い水準にある自給率の向上をはかることが必要である。したがって、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

2．国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

（1）水田を中心とした土地利用型農業の推進

米の計画的生産および麦・大豆・飼料作物等の本格的定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進に当たっては、地域の実情に即した取組みを推進するとともに、米穀の需給均衡と価格の安定を早急にはかること。

また、米政策の見直しに当たっては、水田農業の確立と地域の実態に十分配慮するとともに、制度の簡素化をはかること。特に、生産数量・

作付面積ガイドラインを早期に提示するとともに、その配分、確認、助成金の交付等に係る事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種部門と畜産部門の連携強化等により、総合的・作物横断的な生産・流通対策の強化や有機性資源の循環利用の促進など農業生産の総合的な振興をはかること。特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため産地の実態にあった野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 牛海綿状脳症 (BSE) 対策等の推進

わが国で初めて発生した牛海綿状脳症 (BSE) については、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連対策で決定された畜産農家等の経営安定、畜産副産物等の適切処理、BSEに関する知識の普及、国産牛肉等の安全性PR等の諸対策を早急かつ確実に実施すること。

また、口蹄疫等畜産に係る海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の強化をはかること。

(4) 野菜対策の強化

輸入急増によりセーフガード (緊急輸入制限措置) の暫定発動に至った野菜等については、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立をはかること。

(5) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生

活の再構築をめざすとともに農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。また、日本の食文化を守り育てていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかること。

3．WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現をはかること。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに諸外国への援助用に積極的に活用すること。

なお、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード（緊急輸入制限措置）を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

4．地域農業の体質強化

（1）地域農業の担い手の育成・確保

地域における少子・高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。特に、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度への円滑な移行、PRにつとめるとともに制度の充実強化をはかること。

また、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

（2）農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等に重点をおいた農業基盤整備の推進および土地改良負担金の農家負担の一

層の軽減をはかること、また、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化するとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の拡充と農地利用集積対策の強化

地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するため経営構造対策を拡充すること。また、担い手への農地利用集積対策および法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう規制を緩和すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化

耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立って以下の措置を講じること。

ア．耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。

イ．相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作及び管理できないものについては、町村又は農協等が買取り管理する制度の創設。

ウ．農地保有合理化法人が農地を取得し、新規参入者や大幅な規模拡大をめざす者に超長期間の貸付を行う制度の創設。

エ．農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実

米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策および経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

5 . 農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

若者の定住をはかるため、農林業を基幹とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかるとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興

中山間地域等の一層の振興をはかるため「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に係わる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(3) 農山村と都市との交流の推進

農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充

地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。

6．地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実

ア．多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ．農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化と安全性の確保

ア．輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

イ．消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、食品等の表示の一層の充実強化をはかること。

7．農業技術の開発と普及等

生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究および普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工および開発に関する研究を推進すること。特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

8．農業関係の税制改正

(1) 平成13年度水田農業経営確立助成補助金等についての特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）の創設（所得税、法人税）

(2) 法人の育成支援のための出資制度に係る税制措置の創設（法人税）

(3) 次の措置の拡充・延長による農地利用集積の推進

ア．土地改良法に基づく換地処分により創設農用地を認定農業者等が取

得した場合の換地清算金を農地保有合理化等の譲渡所得の特別控除制度に追加等（所得税等）

イ．農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長（登録免許税）

19．森林・林業対策の推進

(農林水産省・財務省・経済産業省・外務省・
総務省・国土交通省・厚生労働省・環境省)

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養、保健休養等の森林の多面的・公益的機能を維持するには、森林・林業基本法の趣旨を踏まえた森林・林業対策の確立により、適切な森林経営の確保、山村の活性化をはかることが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．森林・林業基本計画に即した施策の総合的推進

- (1) 新たな森林・林業基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかること。
- (2) 国民生活において欠くことのできない森林の多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する新たな財源の確保等、国民的支援の仕組みを構築すること。

2．林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立・違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を迅速に行うこと。

3．地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

- (1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、要員の確保を含め町村への財政措置を拡充すること。
- (2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用等を一層促進するため、「森林・山村対策」、「国土保全対策」を強化すること。
- (3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。
- (4) 「緊急間伐5カ年対策」を着実に実施し、森林の機能充実をはかるとともに、間伐材の利用を促進すること。
- (5) 野生鳥獣と人間の共生を基本とした鳥獣被害防除対策を確立するとともに、松くい虫等の森林病虫害防除制度を強化すること。また、被害未発生地域に対する予防対策を講じること。
- (6) 林業の活性化と地域の振興をはかるため、森林の保全整備、環境整備対策を強化するとともに、森林施業については、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施業を推進すること。また、木材関連産業の基盤整備を促進し、大規模林業圏開発林道事業を推進すること。
- (7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、一般林道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を新設すること。
- (8) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業、ポ

ランティア活動を支援すること。

(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に施業・経営を行える者への集約化および町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進すること。

(10) 林地への廃棄物の不法投棄等を防止するための対策を講じること。

4 . 担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、および森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損金算入を認めること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を創設し、その着実な推進をはかること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、生産・流通体制の改善・合理化に向けた支援体制を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

5 . 木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

- (2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかること。また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。また、集成材等の高次加工技術の研究開発について、新たな視点から早急に取り組むこと。

6．中山間地域対策の推進

- (1) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するための森林整備地域活動支援交付金制度を創設し、その普及定着をはかること。
- (2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

7．国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

8．林業税制の改正

- (1) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための山林に係る税負担の軽減措置を創設すること。(相続税)
- (2) 森林組合の経営基盤の強化等に資するため、森林組合が合併した場合に企業組織再編税制の課税の特例措置に追加すること。(法人税等)
- (3) 林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画に従って経営規模の拡大を行う林業者が取得する林業用機械の割増償却制度を延長すること。(所得税、法人税)

20．水産業対策の充実

(農林水産省・外務省・経済産業省・
財務省・総務省・国土交通省)

わが国の水産業および漁村をめぐる環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、水産基本法に基づき水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．水産基本法に基づく施策の早期実施

新たに制定された水産基本法に基づき、水産基本計画を速やかに策定するとともに、具体的施策を早期かつ強力に実施すること。

2．適切な資源管理に配慮した貿易ルールの確立

(1) 水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを前提とする貿易ルールの確立を目指すとともに、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(2) 輸入の増大によって経営環境が厳しくなっている養鰻業者およびわかめ養殖業者に対し、経営の維持が可能となるよう総合的な対策を講じること。

また、今後その経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード（緊急輸入制限措置）を発動すること。

3．漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定と効率化等に資するため、漁業活動に関する諸規制に

については、資源管理や漁業調整との調和をはかりつつ、緩和措置を速やかに講じること。

また、資源回復措置の一環として減船や休漁等が実施される場合は、関係漁業者の漁業経営に大きな影響を及ぼすことのないよう十分な対策を講じること。

- (2) 意欲ある漁業者の経営基盤の強化をはかるため、運転資金の融通等に優遇措置を講じるとともに、コストの軽減や担い手の確保をはかるため、漁船建造等に対する支援措置を講じること。
- (3) 漁村における中核的組織である漁協が、地域の資源管理等に積極的に取り組めるよう、その経営基盤を充実・強化するための措置を講じること。
- (4) 漁業災害補償制度は、近年における漁業実態および漁業者ニーズの変化に即して見直しを行い、制度の充実・強化をはかること。

4 . 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

- (1) わが国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成を促進し、漁獲努力量の適正化等、計画的な資源回復措置を速やかに講じること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、防止対策に必要な支援措置を講じること。

- (2) 遊漁における資源利用の適正化および遊漁船業に対する指導の強化に努めること。
- (3) 日韓および日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が目立っているが、わが国の水産資源および漁業者に悪影響を及ぼすことのないよう暫定水域における操業条件を早期に確立するとともに、取締体制を強化して協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

5．つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導および関連施設の整備等に努めること。

また、環境に配慮してゼロエミッションを推進するほか、需要に的確に対応した養殖を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかること。

また、外来魚に関する施策を講じるとともに、地域の実態に即した魚類の適正な増殖事業を推進すること。

6．水産物の流通・加工・消費・価格対策の強化

(1) 水産物流通の効率化と水産加工業の経営体質の強化をはかるため、産地市場の統合等産地市場機能の強化をはかるとともに、生産者と消費者を結ぶ流通構造の合理化、ITの活用による電子商取引の促進等により衛生的・効率的な水産物供給システムを確立すること。

(2) 消費者の適切な消費行動に資するため、消費者に対し原産地表示の適正化等食生活に関連する情報を提供するとともに、魚食の普及に努めること。

(3) 漁業生産の不安定性にかんがみ、水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管事業を抜本的に見直し、制度の改善をはかること。

7．活力ある漁村づくりの推進

(1) 漁村の活性化をはかるため、漁村の生活環境の整備・改善を一層推進すること。

(2) 新しい漁村環境を創出するため、住民参加による漁村コミュニティづくりを推進するとともに、漁村における情報通信基盤の整備を推進すること。

(3) 安定的な漁業経営の育成に資するため、漁業流通・加工業等にかかる施設整備を総合的に推進する水産経営構造改善事業を水産基盤整備と連携して実施すること。

8 . 水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産基盤整備を一体的、総合的に実施するため、漁港整備と沿岸漁場整備を統合した新たな漁港漁場整備長期計画を策定するとともに、漁港の水域環境保全対策を推進すること。

(2) 高潮等による海岸災害の被害の防止・軽減をはかるため、海岸と河川の一体的防護や緊急避難活動に対する支援措置を講じるとともに、環境に配慮した自然共生型海岸の整備を推進すること。

9 . 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境および生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等を行うこと。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講じること。

(4) 有明海におけるノリ養殖の大規模な不作については、その原因究明のための実態調査を早急を実施するとともに、有明海再生のための漁場環境改善対策を速やかに講じること。

また、関係漁業者に対しては、十全の支援措置を講じること。

10 . 海外漁場の確保等

(1) わが国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する等して、海外における遠洋漁業

の漁場の確保に努めること。

- (2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

11．試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

12．漁村地域に対する財政措置の拡充

沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要があるので、農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

13．水産関係の税制改正

- (1) 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（仮称）に基づき、次の特例措置を創設すること。

ア．同法に基づき、漁業改善計画を作成した者（経営改善漁業者）が取得する漁船等の割増償却。（所得税、法人税）

イ．経営改善漁業者等が取得する漁船等の所有権の登記等の税率の軽減。（登録免許税）

ウ．農林漁業金融公庫の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減。（登録免許税）

- (2) 漁船等で使用する農林漁業用の輸入A重油または国産A重油の免税・還付措置の適用期限をそれぞれ延長すること。（石油税）

- (3) 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（仮称）に基づき、次の特例措置を創設すること。

ア．指定する法人が行う法定業務にかかる負担金等の損金算入措置。（法人税）

イ．漁業協同組合等が信用事業の全部または一部を譲渡した場合に伴う不動産の所有権等の移転登記にかかる税率の軽減措置等。

(4) 漁業協同組合系統の組織整備の一環として、漁業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権の移転登記等の税率を軽減する特例措置を創設すること。

21．地域商工業振興対策の推進

(農林水産省・財務省・経済産業省・総務省)

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展および雇用の確保に資するため、地域産業の育成ならびに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．工業等の導入促進と地域産業の育成

- (1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等により地域のもつ資源や技術を活用した地域産業の育成をはかること。
- (2) 農村地域工業等導入促進法に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針の策定に当たっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとする。

2．地元商工業対策の強化

- (1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT（情報通信技術）の的確な活用を通じて経営革新に取り組む中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

- (2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度を拡充強化すること。

22．生活環境の整備促進

(厚生労働省・財務省・総務省・
国土交通省・農林水産省)

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．水道施設の整備促進

- (1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

2．排水処理施設の整備促進

- (1) 第 8 次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率 全国ベース 62%、5 万人未満の市町村 27%)

- (2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。
- (4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

- 3．第 6 次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

- 4．第8期住宅建設五カ年計画の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。
- 5．火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

23．道路の整備促進

(国土交通省・財務省・総務省)

国土の7割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．道路網の整備促進

(1) 道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、所要額を堅持すること。

(道路実延長のうち、84.3%を占める市町村道の改良率は51.3%、舗装率は16.8%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、3%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかること。

2．落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

3．第6次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、歩道等の整備が重点的に推進できるよう配慮すること。

4 . 里道の譲与について

- (1) 里道の譲与に関し、町村が希望するものについては、原則として譲与の対象とすること。
- (2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額について十分な財政措置を講じること。

24．河川等の整備促進

(国土交通省・財務省・総務省・環境省)

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．第9次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

2．第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、必要な事業量の確保をはかること。

3．第6次海岸事業七箇年計画の着実な実施をはかること。

4．水路の譲与について

(1) 水路等普通河川の譲与に関し、町村が希望するものについては、原則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額について十分な財政措置を講じること。

25．土地対策の確立

(国土交通省・財務省・農林水産省・総務省)

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間および国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2．特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者（代替地提供者を含む）に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3．公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4．公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得（限度額1,000万円）は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

5．土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第4条の転用の制限および同5条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取扱いとし、円

滑に取得できるように制度を改正すること。

- 6．第5次国土調査事業十箇年計画の計画的かつ着実な推進をはかるため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

26 . 災害対策の推進

(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・総務省)

最近の有珠山の火山活動、三宅島の火山活動及び新島・神津島近海等の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県西部地震、芸予地震などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついでには、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。

1 . 大震災等災害対策の確立

- (1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。
- (2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。
- (3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を十分なものとする
こと。
また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。
- (4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。
- (5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。
- (6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進

できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

- (7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

- (8) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

2. 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

3. 地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

4. 非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

5. 第4次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

6. 治山治水事業および海岸事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治水事業等を充実、推進すること。

7. 災害救助その他応急対策等の充実

- (1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

- (2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るた

め、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、被災者生活再建支援法、および天災融資法の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にともなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

8. 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

9. 町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかること。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

27．町村消防の充実強化

(消防庁・財務省)

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．消防施設・設備の整備

- (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。

2．大規模災害対策等の推進

- (1) 広域的かつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。
- (2) 防災行政無線網の整備を推進すること。
- (3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。
- (4) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

3．高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4．消防団の活性化をはかるため、施設装備および教育訓練等の充実をはかること。

28．住民訴訟制度の改善

(総務省・法務省)

地方分権一括法が施行され、地方公共団体が一定の住民監視の下で自己責任の原則を踏まえた行政運営にあたることは、財務会計管理の妥当性や健全性を確保する上で一層重要になっている。

しかしながら、近年の住民訴訟の実態をみると、政策判断の当否を対象としたものや長や職員個人に対する巨額の損害賠償事件として争われるものが相当数にのぼるなど、地方公共団体においては積極的な施策の展開や円滑な行政執行に支障を来している場合も少なくない状況にあり、現行の住民訴訟制度に関しては、早急に見直しを行う必要がある。

よって、国は住民訴訟制度の見直しに際しては、住民監視機能の有用性を維持しつつ、地方公共団体が地域住民と相互に補完しながら信頼と協力関係を醸成し、分権時代に相応しい個性的で活力あふれる施策の展開と円滑な行政運営の推進に資するよう、制度の改善に向け関係法令等の早急な整備を図られたい。

29．戸籍制度等の抜本的な見直し

(法務省・財務省・総務省)

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。
- 2．戸籍事務についての電算化にあたっては、導入費用および運営経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- 3．住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講じること。

30．非常勤職員等の雇用の新たな対応

(総務省)

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立すること。

31．公職選挙制度の改善

(総務省・財務省)

- 1．区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引続き所要の改善をはかること。
- 2．開票事務の迅速化・効率化と選挙人の便宜向上の観点から電子投票システムの早期導入をはかること。
- 3．高齢や疾病等により選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度の改善をはかること。

32．地域交通対策の推進

(国土交通省・財務省・総務省)

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要不可欠な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

1．需給調整規制廃止後の乗合バス路線維持対策

(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情にかんがみ、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかということについて、都道府県をはじめ、国・関係地方公共団体・事業者等の協議、合意に基づいて講じられていることから、その取扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。

2．離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

- 3．第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。
- 4．駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講じること。

33．エネルギー対策の推進

(経済産業省・文部科学省・財務省)

最近のエネルギー需要の増大、わが国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．新エネルギーの開発・導入の推進

エネルギーセキュリティの確保、二酸化炭素抑制対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電および波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取組等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

2．原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

3．省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化すると

ともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

4．石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

5．水力発電施設周辺地域交付金の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充すること。

34．過疎・へき地対策の推進

（ 内閣府・国土交通省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・総務省 ）

過疎地域は、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

35 . 山村等地域振興対策の整備

(農林水産省・国土交通省・財務省・総務省・
厚生労働省・文部科学省・環境省)

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 . 産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

- (1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。
- (2) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。
- (3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

2 . 生活環境基盤の整備

町村道、農林道、作業道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域

医療、福祉施設等の生活環境を整備し、教育施設の整備充実をはかること。

特に、情報通信技術（IT）の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

3．山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

36．豪雪地帯の振興

(国土交通省・財務省・文部科学省・総務省・厚生労働省)

わが国の豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯の基幹的市町村道の道県代行整備（第14条）の継続及び山間地域における教職員住宅の確保（第15条）について引き続き公的な整備が必要であるため、同法の10年間の延長をはかること。

2．豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

3．寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

4．積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

5．雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

6．医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

7．雪寒地帯における地方バスは各種装備が必要となるため、特別な財政措置を講じること。

- 8．除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。
- 9．豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。
- 10．豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を促進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。
- 11．豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。
- 12．雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。
- 13．一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。
- 14．雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。
- 15．豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

37．半島地域の振興

(国土交通省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・総務省)

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．全国23半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。
- 2．道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。
また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進すること。
- 3．医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。
- 4．半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。
- 5．半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

- 6．半島地域における生活用水および産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。
- 7．遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。
- 8．高齢社会に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。
- 9．特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。
- 10．半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。
- 11．半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。
- 12．半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。
- 13．半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

38 . 離島地域の振興

(国土交通省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・総務省)

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、国土の均衡ある発展のためにも、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかっていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1 . 平成14年度末に期限切れとなる離島振興法は、離島が国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に資するために重要な役割を果たしてきている。今後、離島自らが新しい国家的役割を果たすためにも、同法の改正・延長をはかること。
- 2 . 離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

- 3 . 離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。
- 4 . 離島航路の充実確保
 - (1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。
 - (2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路船近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

- 5 . 離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための

施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

- 6．離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。
- 7．離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。
- 8．離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。
- 9．離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。
- 10．医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。
- 11．医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。
また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。
- 12．離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

39．観光地所在町村の振興

(国土交通省・厚生労働省・経済産業省・
財務省・環境省)

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有していることから、その10分の7が関係市町村に交付されている。また、身障者、高齢者等に対しては、現在でも既に様々な軽減措置が講じられているところである。

財政に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税は、地域振興をはかる上でも重要な役割を果たしているため、本税の充実確保をはかること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

2．観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

- (4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。
 - (5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。
 - (6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。
- 3．宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。
- また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。
- 4．新ウェルカムプラン21に基づく訪日観光倍増に向けた取組みを行うにあたっては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。
- 5．高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。また海外に対して日本の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

40．水源地域対策の強化

(国土交通省・農林水産省・林野庁・総務省・
経済産業省・財務省・環境省)

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第 9 条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上

下流連携を推進すること。

2. 水資源開発の推進

- (1) ウォータープラン21を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。
- (2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用权又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。
- (3) 水質管理体制の充実強化および下水道整備の促進をはかること。
- (4) 地下水の人工涵養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。
- (5) 水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

41 . 産炭地域対策の推進

(経済産業省・総務省・厚生労働省・財務省)

現行の石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)の成立に伴い、平成13年度末をもって終了となるが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 . 激変緩和措置の確実な実施

平成14年度以降における「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施に当たっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

- (1) 鉱害復旧およびばた山災害対策
- (2) 炭鉱離職者の雇用対策
- (3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

2 . 地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、平成14年度以降においても、現行の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を継続すること。

42．非鉄金属鉱山地域対策の推進

(経済産業省・財務省・厚生労働省・総務省)

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつぐ休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1．鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したリサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2．休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。

3．鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

43．地域改善対策の推進

(総務省・国土交通省・法務省他)

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成14年3月に効力を失うこととなるが、課題の解決に向けた取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1．「同和問題の早期解決に向けた今後の方策」(政府大綱)において、法的措置、行財政措置を講じることとされた事業をはじめ、人権教育・啓発にかかる事業を推進するため、引き続き必要かつ十分な予算措置を講じ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかること。
- 2．人権侵害の防止および被害の救済に関する法的措置を講じることとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。
- 3．住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」・「行方不明」に係る滞納債権については、全額国で措置すること。
- 4．公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。
- 5．地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後

の運営方法、ならびに町村から地域に払い下げる場合の方策等について、早急に明確にすること。

44．北方領土の早期返還

(内閣府・外務省)

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

45．竹島の領土権の確立

(外務省・農林水産省・経済産業省)

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。